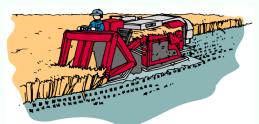
農業経営基盤強化準備金制度 の概要(令和5年度版)

~ 経営所得安定対策等の交付金を活用する皆様へ ~



作業の効率化

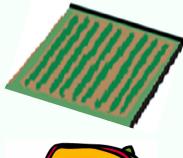




規模拡大









税制特例の活用のご案内

令和6年2月 北陸農政局 経営・事業支援部 担い手育成課

農業経営基盤強化準備金制度とは?

令和5年度版

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用の建物・機械等の取得)を図る取り組みを支援

(特例措置の内容)

- 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、 法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金ೀを取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合、 圧縮記帳※1できます。
- 注)この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。
- ※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費 (損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。
- ※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を 備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例) 4年間積み立てて、5年目に農地等を取得した場合



準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、 この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積み立てない交付金は、課税対象)

農業用固定資産の取得

農用地、農業用の機械、一定の農業用の 建物等の取得に充てた、以下の金額の 合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

交付金を投資に振り向け、経営発展

注:積立てた翌年(度)から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。(H29年に積み立てた準備金は、R5年に5年を経過し、R5年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。)

制度適用の要件

対象者

交付金の交付対象者であり、青色申告により確定申告を行う 以下の農業者が対象です。

- 認定農業者(個人・農地所有適格法人) ⇔ 農業経営改善計画

〇 認定新規就農者(個人)

⇔ 青年等就農計画

認定農業者又は、認定新規就農者であって、以下のいずれかに該当する方 〇市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられていること 〇人・農地プランにおいて中心経営体として位置づけられていること

交付金

対象となる場合

認定農業者(農地所有適格法人)



認定農業者(個人) 認定新規就農者(個人)



注) それぞれの農業者が作成する農業経営改善計画等に、この特例を活用して取得しようとする 農業用固定資産が記載されていることが要件となります。(新たな農業用固定資産を取得しよう とする場合には、事前に計画の変更が必要となります。)

対象となる 交付金

(令和5年度当初予算) (令和4年度補正予算)

- 〇畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
- 〇米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策)
- 〇水田活用直接支払交付金
- •水田活用直接支払交付金 ·畑地化促進事業(R4補正)
- ·畑作物産地形成促進事業(R4補正) ・コメ新市場開拓等促進事業
- 注)水田活用直接支払交付金のうち畑地化促進助成及び畑地化促進事業 における「産地づくり体制構築等支援」は対象外です。

対象となる



- Oトラックやフォークリフトなど の車両は対象となりません。 〇中古品も対象となりません。

〇農用地

農地、採草放牧地 [基盤法第4条第1項第1号]

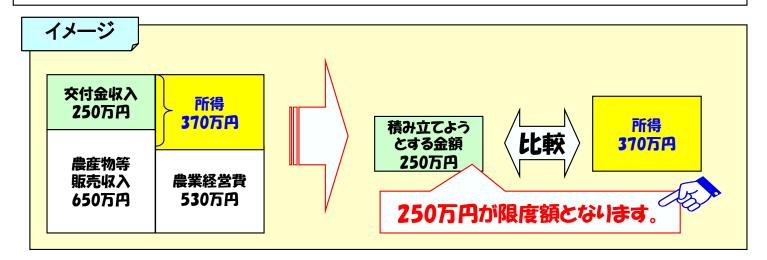
- 〇農業用の建物・機械等
 - -農業用の建物及び附帯設備(加工施設、販売施設を除く)※
 - 農業用の構築物
 - ・農業用設備(器具備品、機械装置、ソフトウエア)
- (例)大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、 用排水路、暗きょ、トラクター、乾燥機、精米機、飼料細断機、 農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、農作業管理ソフトなど
- ※ 対象となる農業用の建物は、<u>農業振興地域内の農業用施設用地に建てられた場合</u>に限ります。

必要経費(損金)算入限度額

(1)農業経営基盤強化準備金の積立時

1か2のいずれか少ない金額が農業経営基盤強化準備金の積立による必要経費(損金)算入限 度額となります。

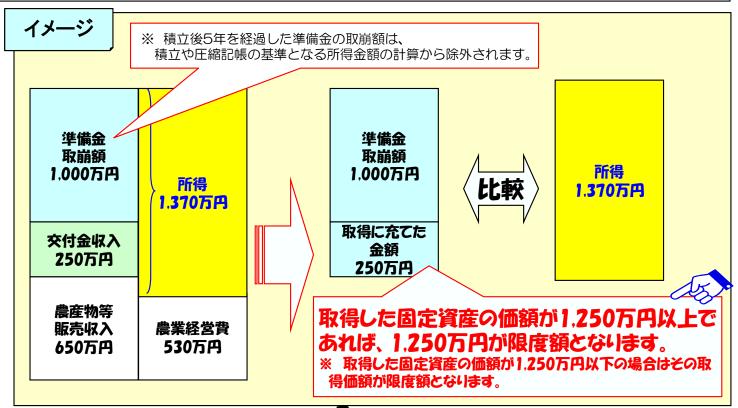
- 1 準備金として積み立てようとする金額(交付金等収入額の範囲内で農林水産大臣の証明する金額)
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額



(2)農用地等の取得(圧縮記帳)時

1か2のいずれか少ない金額が固定資産取得時の圧縮記帳による必要経費(損金)算入限度額となります。(ただし、取得した固定資産の価額が上限)

- 1 準備金の取崩額とその年(事業年度)の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充て た金額(農林水産大臣の証明する金額)の合計額
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額



農業経営基盤強化準備金の効果(モデル試算例)

準備金積立時

交付金収入250万円を準備金として積立て

(単位:万円)

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額 A(B+C)	9 0 0	900
うち農産物販売額 B	6 5 0	6 5 0
うち交付金等収入額 C	2 5 0	2 5 0
必要経費金額 D(E+F)	7 8 0	5 3 0
うち農業経営費等 E	5 3 0	5 3 0
うち農業経営基盤強化準備金繰入額 F	2 5 0	0
課税対象所得金額 G(A-D)	1 2 0	3 7 0
税額 (G×12%※)	1 4	4 4

※税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。 農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

準備金として積み立てなかった場合と比較して、納税額に30万円の差が生じます。

資産取得時

準備金1,000万円とその年に受領した交付金250万円を用いて、1,500万円の農業用機械を取得

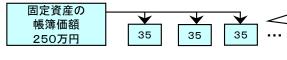
取得した農業用 固定資産 1,500万円



取得した農業用固定資産を圧縮記帳(P1の※1 参照)し、取得に充てた準備金の取崩額と交付金等の額の範囲内で必要経費(損金)に算入することで、準備金取崩益と交付金等受領額と相殺することができます。 ⇒ 課税は生じません。

取得後

固定資産の帳簿価額を250万円として減価償却



圧縮記帳した分は減価償却費が計上できなくなります。 ⇒ 課税所得が増加します。

農業経営基盤強化準備金制度は、交付金収入時の課税を繰り延べることにより、 課税負担軽減を図る効果があります。

農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

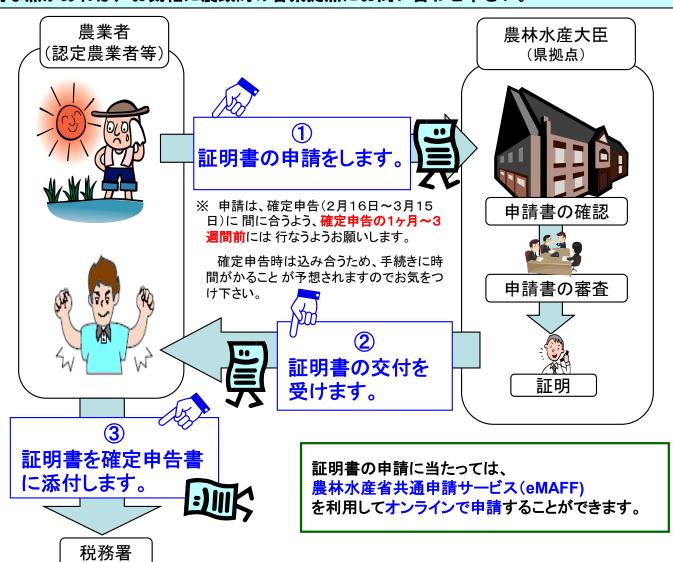
農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

	借 方		貸方		
	科目	金 額	科目	金 額	
交付金等を 受領したとき	現金・預金	00	交付金等収入 <i>(収入)</i>	00	
準備金を 積み立てたとき	農業経営基盤強化 準備金繰入額 <i>(必要経費</i>)	00	農業経営基盤 強化準備金	00	
準備金を 取り崩したとき	農業経営基盤 強化準備金	00	農業経営基盤強化 準備金繰戻額 <i>(収入)</i>	00	
固定資産を	固定資産	00	現金·預金	00	
取得したとき	固定資産圧縮損 <i>(必要経費</i>)	00	固定資産	00	

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには対象となる金額についての農林水産 大臣の証明書が必要です。

この証明・申告手続は、青色申告を行っている方であれば、さほど難しくありませんが、 ご不明な点があれば、お気軽に農政局の各県拠点にお問い合わせ下さい。



積立時の証明の申請書類

- ⑦ 証明申請書
- ④ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ⑦ 交付金の交付決定通知書等の写し

(P2の対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの)

- ② 農業経営改善計画の写し (または青年等就農計画の写し)
- ⑦ 貸借対照表等の財務諸表 (前年の確定申告書の控用の写し(2年目 以降の申請の場合に必要))

取得時の証明の申請書類

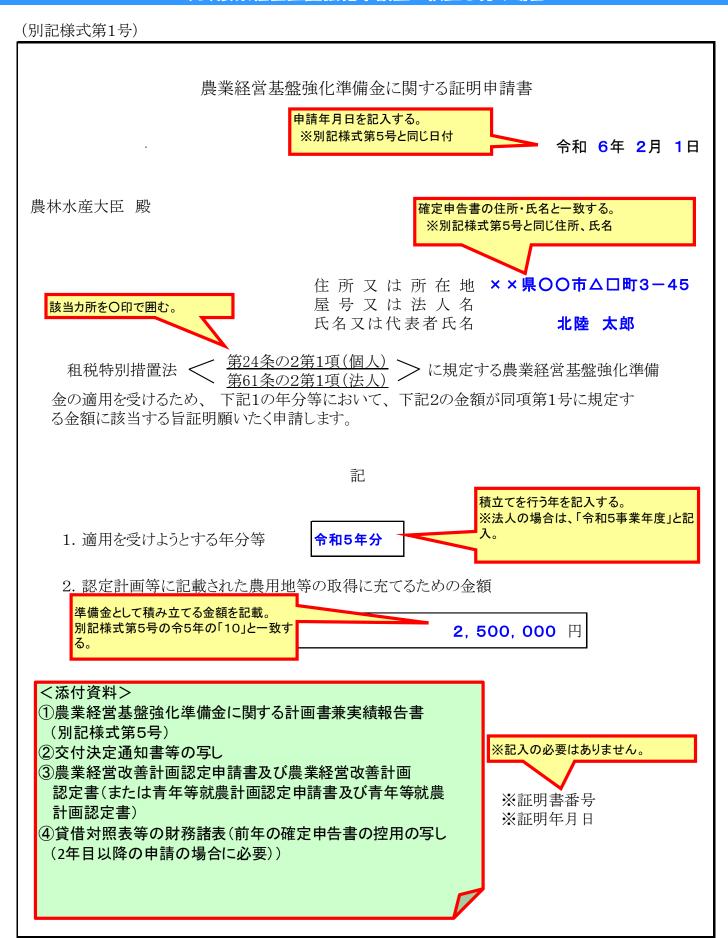
- ⑦ 証明申請書
- ⑦ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ウ 交付金の交付決定通知書等の写し

(P2の対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの)

- ② 農業経営改善計画の写し (または青年等就農計画の写し)
- ⑦ 貸借対照表等の財務諸表 (前年の確定申告書の控用の写し(2年目 以降の申請の場合に必要))

農林水産大臣の証明を受けるための申請書の記載例

(1)農業経営基盤強化準備金の積立を行う場合



別記様式第1号、3号の申請年月日と一致する。

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

別記様式第1号、3号の「記の1. 適用を受けようとする年分等」の記載と一致する。

提出年月日:令和 6年 2月 1日

適用を受けようとする年分等:令和5年分

→(令和 年 月 日~令和 年 月 日)

個人の場合は記入しなくて良い。

※法人の場合は事業年度の期間を記載する。

地域計画又は人・農地プランにおける位置付け

□ 地域計画の農業を担う者

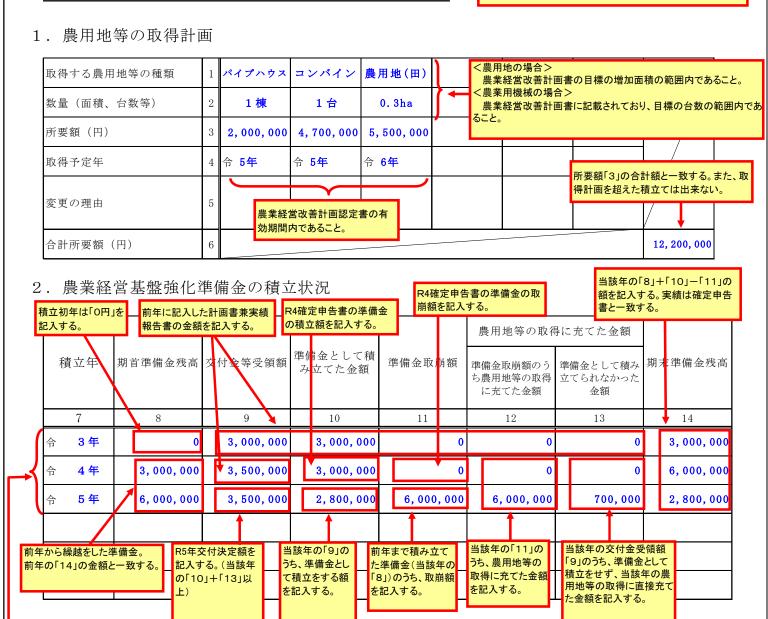
☑ 人・農地プランの中心経営体

地域計画等の市町村名(地域名又は地区名):○○市(△□地区)

住所又は所在地: ××県〇〇市△□町3-45 電話番号: (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 屋 号 又 は 法 人 名 氏名又は代表者氏名 北陸 太郎

氏名、住所は別記様式第1号、第3号及び確定申告書と一致する。

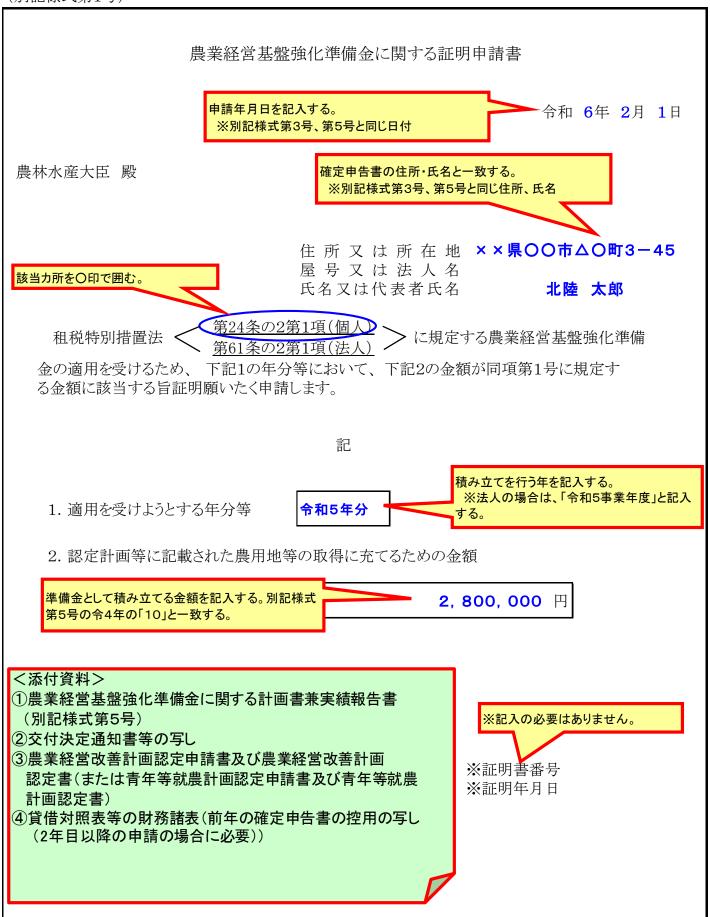
農業を担う者又は、中心経営体として位置づけられている地域 計画等の市町村名と地区名を記載する。

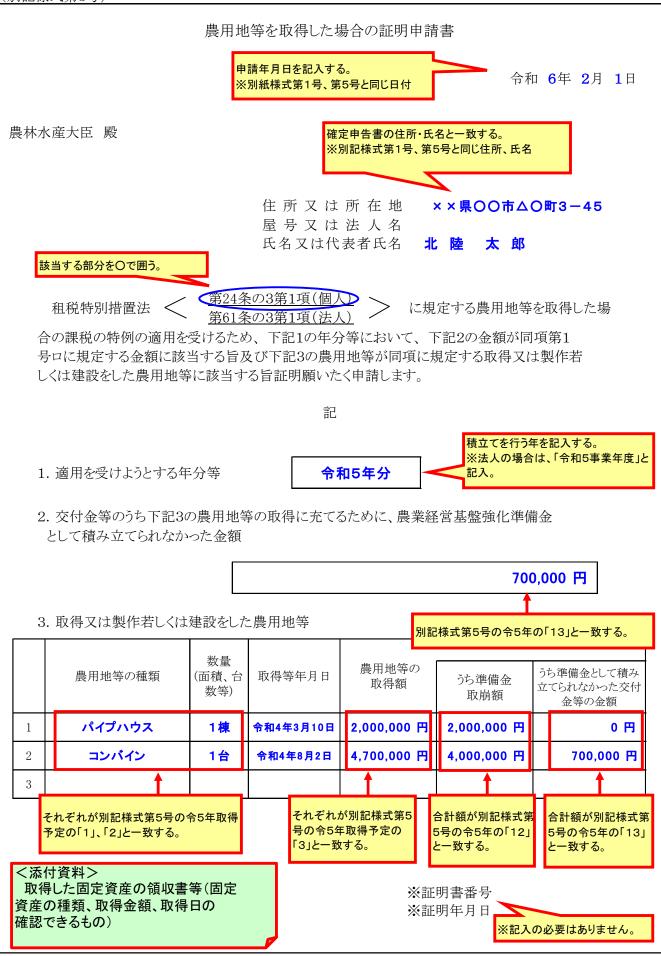


提出する年の前年までの最大5年分の実績と 提出する年の積立状況を記入する。

(2)農業経営基盤強化準備金の積立と農用地等の取得(圧縮記帳)を行う場合

(別記様式第1号)





別記様式第1号、3号の申請年月日と一致する。

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

別記様式第1号、3号の「記の1. 適用を受けようとする年分等」の記載と一致する。

提出年月日:令和 6年 2月 1日

適用を受けようとする年分等:令和5年分

,(令和 年 月 日~令和 年 月 日)

個人の場合は記入しなくて良い。

※法人の場合は事業年度の期間を記載する。

地域計画又は人・農地プランにおける位置付け

- □ 地域計画の農業を担う者
- ☑ 人・農地プランの中心経営体

地域計画等の市町村名(地域名又は地区名):○○市(△□地区)

住所又は所在地: ××県○○市△□町3-45 電話番号: (○○○) ○○○-○○○ 屋 号 又 は 法 人 名 氏名又は代表者氏名 北陸 太郎

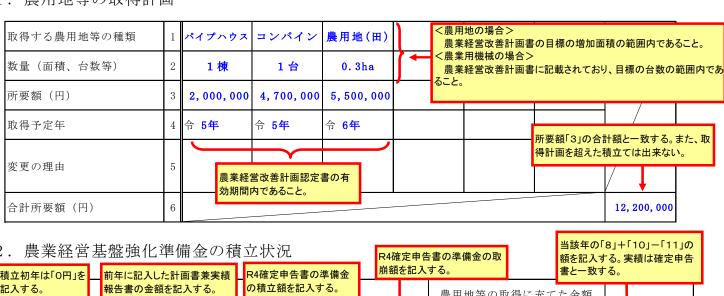
氏名、住所は別記様式第1号、第3号及び確定申告書と一致する。

計画等の市町村名と地区名を記載する。

農業を担う者又は、中心経営体として位置づけられている地域

1. 農用地等の取得計画

提出する年の前年までの最大5年分の実績と 提出する年の積立状況を記入する。



2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況 積立初年は「O円」を 記入する。 農用地等の取得に充てた金額 準備金として積 積立年 期首準備金残高 付 **全等受領額** 準備金取崩額 期末準備金残高 準備金取崩額のう 準備金として積み み立てた金額 ち農用地等の取得 立てられなかった に充てた金額 金額 7 8 9 10 11 12 13 14 令 3年 3,000,000 3,000,000 0 0 0 3,000,000 令 4年 3,000,000 3,500,000 3,000,000 0 0 0 6,000,000 700,000 令 5年 6,000,000 6,000,000 6,000,000 2,800,000 3,500,000 2,800,000 当該年の交付金受領額 当該年の「11」の 当該年の「9」の R5年交付決定額を 前年まで積み立て 前年から繰越をした準備金。 うち、農用地等の 「9」のうち、準備金として うち、準備金とし た準備金(当該年の 前年の「14」の金額と一致する。 記入する。(当該年 積立をせず、当該年の農 「8」)のうち、取崩額 取得に充てた金額 て積立をする額 の「101+「131以 用地等の取得に直接充て を記入する。 を記入する。 上) を記入する。 た金額を記入する。

10

(参考)農業経営改善計画等との関係について

農業経営基盤強化準備金制度は、農業経営改善計画等に記載された計画の範囲内で活用することができます。

計画の範囲を超えて規模を拡大するために準備金を活用したい場合には、事前に農業経営改善計画等の変更手続を行って下さい。

農業経営改善計画認定申請書

○○市町村長 殿
○○都道府県知事 殿
○○農政局長 殿
農林水産大臣 殿

(3)農用地及び農業生産施設

				年	月	Ħ
	住所		連絡先			
申	フリガナ	フリガナ				
請者	個人・法人名	代表者氏名 (法人のみ)				
	生年月日・ 法人設立年月日	法人番号				

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農業経営改善計画

~~~~省 略~~~~

ア農用地						イ農業生産施設						
	所在	所在地		現 状	目標(年)		所得	生地		規	模	
区分	都道府県名	市町村名	地目	% (a)	(a)	種別	都省府県名	市町村名	現		目標(年)
	ы»н	10.111.0				 	pr.=-12/11 H	112. 111.14	棟	m²	棟	1
所有地												
						 						
借入地												
						4						
その他												
経営面積合計 経営面積合計												
③生産方式の)合理化に	関する現	状と	目標・措置		④経営管理の合理	化に関する	5現状と目	標・措置	<u> </u>		
										\		
⑤農業従事 <i>0</i>	態様の改	善に関す	る現	伏と目標・措置		⑥その他の農業経	営の改善に	二関する現	状と目標・	措置		
											\	\
(別紙) 生産	産方式の合 ₃	理化に係	る農	業用機械等の取得計	~ ~ ∶	省略~	~	~ ^	~			1
		申米田米				粉里						

農業用機械等の名称	数量
	·

農用地の場合

目標の拡大面積の範囲内で準備金を活用することが出来ます。

したがって、準備金を積み立てる際、別記様式第5号の「1. 農用地等の取得計画」は、目標の拡大面積の範囲内の面積を記載します。

目標の拡大面積の範囲を超えた農用 地を取得した場合は、目標の拡大面積 の範囲内の面積のみが特例の対象とな ります。

農業用機械・施設の場合

農業生産施設の種別欄又は農業用機械 等の名称欄に記載してあるもので、農業生 産施設は目標の欄に記載されている棟数、 農業用機械等は数量の範囲内で、準備金を 活用することが出来ます。

したがって、準備金を積み立てる際、別記様式第5号の「1. 農用地等の取得計画」は、 ①農業生産施設の種別欄又は農業用機械 等の名称欄に記載のあるもので、

- ②目標の欄に記載されている棟数、取得計 画の数量の範囲内
- のものを記載します。

また、農業用固定資産を取得する際は、上記①、②の要件を満たすものが特例の対象 となります。

「お問い合わせ先」一覧

ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

県名	機関名	住所	電話·FAX番号
新潟県	北陸農政局 新潟県拠点	〒951-8035 新潟市中央区船場町 2-3435-1	電話 025-228-5290 FAX 025-228-5271
富山県	北陸農政局 富山県拠点	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎4階	電話 076-441-9307 FAX 076-441-9326
石川県	北陸農政局 石川県拠点 (経営所得安定対策担当)	〒921-8507 金沢市新神田4-3-10 新神田合同庁舎4階	電話 076-203-9140 FAX 076-291-7345
福井県	北陸農政局 福井県拠点	〒910-0859 福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎4階	電話 0776-30-1619 FAX 0776-30-1620